

## 船舶事故調査報告書

平成28年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月17日 06時45分ごろ
発生場所	熊本県熊本市塩屋漁港 肥後塩屋港南防波堤灯台から真方位090° 210m付近 (概位 北緯32° 49.0′ 東経130° 35.5′)
事故の概要	漁船優洗丸は、東進中、また、作業船は、西進中、両船が衝突した。 作業船は、甲板員1人が負傷し、右舷船尾外板に亀裂等を生じ、また、優洗丸は、船首材等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月19日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 優洗丸、1.8トン KM3-61109（漁船登録番号）、個人所有 B 作業船（船名なし）、長さ3.62m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（甲板員B）
損傷	A 船首材及び船底キールに擦過傷 B 右舷船尾外板に亀裂及び凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	船長Aは、塩屋漁港へ入港する際、約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、船尾に座り、船外機のハンドルを持って操船に当たり、船首浮上により船首方に死角を生じていたものの、早朝でもあり、前方に他船はいないものと思って航行を続けた。 A船は、約4knの速力まで減速すれば船首浮上による死角が解消される状態であった。 船長Bは、塩屋漁港を出港する際、約4knの速力で、船尾に座り、船外機のハンドルを持って操船に当たり、船首方約200mの防波堤入口付近に入航して来るA船を視認した後、航行を続けたところ、間近に迫ったA船に気づき、衝突を避ける動作をとったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死

	<p>角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが前方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、常時、適切な見張りを行うこと。</li></ul>